

令和4年7月26日

令和4年度第4回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和4年7月26日(火) 午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
議案第1号 令和5年度使用教科用図書採択について
- 3 協議事項
協議第1号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
- 4 報告事項
報告第1号 令和4年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について
- 5 その他
- 6 閉会

議案第 1 号

令和 5 年度使用教科用図書の採択について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 7 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

非公開案件

協議第 1 号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例に係る意見聴取について

令和 4 年第 3 回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第
2 9 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴
取する。

令和 4 年 7 月 2 6 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する
条例

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成18年美浦村条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

施設	2時間以内の使用料	
	全面使用	片面使用
美浦中学校体育館	4,000円	2,000円
	柔道場2,000円 剣道場2,000円	
各小学校体育館	1,000円	
各小学校屋外運動場	無料	

備考

- 1 2時間を越えた使用については、1時間毎に上記金額の半額を加算する。
- 2 美浦中学校体育館空調設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日より施行する。

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成18年美浦村条例第13号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
施設	2時間以内の使用料		施設	2時間以内の使用料	
美浦中学校	全面使用	半面使用	美浦中学校	全面使用	半面使用
	4,000円	2,000円		4,000円	2,000円
美浦中学校武道館	柔道場2,000円 剣道場2,000円		美浦中学校武道館	柔道場2,000円 剣道場2,000円	
各小学校体育館	1,000円		各小学校体育館	1,000円	
各小学校屋外運動場	無料		各小学校屋外運動場	無料	
<p><u>2時間を越えた使用については、1時間毎に上記金額の半額を加算する。</u></p>			<p>備考</p> <p><u>1 2時間を越えた使用については、1時間毎に上記金額の半額を加算する。</u></p> <p><u>2 美浦中学校体育館空調設備の使用料は、教育委員会規則で定める。</u></p>		

報告第1号

令和4年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和4年7月26日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

非公開案件

課外教室参加者で預かり保育を利用しない方への返金について

令和2年9月より始まった放課後課外教室の利用に伴う「預かり保育料」については、これまで放課後課外教室の利用者全員から徴収しておりましたが、預かり保育を利用しない園児については、料金をいただかないこととしました。

そのため、事業開始当初まで遡り下表のとおり返金させていただきます。なお、令和2年度及び3年度の返金については、過年度収入済額の返金となるため、9月の歳出補正予算に計上させていただき、予算議決後に返金させていただきます。

年度	人数	回数	金額
R 2	22人	145回	29,000円
R 3	17人	162回	32,400円
R 4	15人	38回	7,600円

◆1回あたり 200円

※参考「R4の放課後課外教室利用状況等」

名称	4歳	うち返金 対象者	5歳	うち返金 対象者
体操教室	5人	5人	10人	0人
ダンス	3人	3人	3人	2人
英語	3人	3人	0人	0人
かきかた	3人	3人	5人	2人
そろばん	0人	0人	1人	0人
合計	14人	14人	19人	4人

◆返金対象者のうち3名は、重複教室利用あり。